

2022年1月28日

保護者様

真駒内聖母幼稚園

新型コロナウイルス感染症の対策について

これは教育委員会の発信に基づく、市内小学校からの通知です。園に関わる事項を抜粋して、お知らせします。

現在本市においては、新型コロナウイルスの感染が拡大し、第6波に入ったと言われているところです。この第6波では、ウイルスの感染力が非常に強いことがわかってきたことから、園での出席停止の基準を変更することといたしました。

また、感染者の急増により、保健所による調査や行政検査等の業務がひっ迫していることから、園閉鎖等の措置を行う場合の対応が、これまでと変更となる部分があります。

つきましては、下記について、趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 登園前の健康観察の徹底について

現在、札幌市における患者の症状では、のどの違和感や軽い鼻水など、非常に軽微な症状が多いことがわかっています。以下の点について引き続き徹底し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に御協力いただくようお願いいたします。

- (1) 毎朝の検温と健康観察を必ず行ってください。
- (2) 子ども本人又は同居している方に、一般的な風邪で見られる症状（のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気など）が一つでもある場合は、症状が軽い場合でも出席停止となりますので、登園させないようにしてください。なお、登園後にお子さんに風邪で見られる症状が現れた場合は、帰宅させることとなります。併せて、兄弟姉妹も帰宅する必要がある場合もありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

2 出席停止の取扱いの変更について

感染症対策の強化のため出席停止の基準を変更し、下記一覧のとおりとします。

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

★保健所から指示がある場合はそれに従う

★子ども本人が陽性となった場合、同居家族が陽性となり子どもが濃厚接触者になる場合は、保健所から指示がある

①	子ども本人に感染が確認された場合	療養期間が終了するまでの間
②	子ども本人または子どもと同居している者が濃厚接触者または感染の可能性がある方となった場合 ※同居家族が陽性の場合はここに含まれます	健康観察期間が終了するまでの間
③	②に当てはまらない場合で子ども本人又は子どもと同居している者がPCR又は抗原検査を受けることになった場合	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
	※子ども本人又は子どもと同居している者が濃厚接触者または感染の可能性がある方となっている場合は、②に従う ※子どもと同居する者の勤務先等の規則による、定期的な検査を受ける場合は、登校可能	
④	子ども本人又は子どもと同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
	※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、出席停止としない	
⑤	子ども本人又は子どもと同居している者が海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑥	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※学校から学級閉鎖・出席停止と指示された子どもの兄弟姉妹は、①～⑥の出席停止項目に当てはまらない場合、登校可能。

（学校から学級閉鎖・出席停止と指定された子どもは、②には該当しません。）

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※新型コロナウイルスワクチンを子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談すること。

2022/1/24 札幌市の状況により変更します

【主な変更点】

- ・子ども本人又は子どもと同居している者が、濃厚接触者又は感染の可能性がある方となった場合出席停止とする。

※「子どもと同居している者」を追加

※感染者の接触者で、同居家族以外の方については、「濃厚接触者」ではなく「感染の可能性のある方」という取扱いとなりました。また、感染者の急増に伴い、札幌市保健所では、陽性者との接触状況等について、同居家族や重症化率の高い病院や高齢施設以外の方には、連絡をしないことになり、陽性者本人（もしくは家族）や各企業等団体の代表から直接連絡することになっていきます。お子さん、もしくは同居家族の方に「感染の可能性のある」と連絡があった場合には、②により出席停止となりますので、園・学校にお知らせくださるようお願いいたします。

3 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応の変更について

感染者の急増に伴い、札幌市保健所では、重症化率の高い病院や高齢施設を中心に調査を行っているため、これまで園で感染者が発生した場合に保健所が実施してきた調査を一時中止することとなりました。

このことに伴い、園で園閉鎖等の臨時休業措置をとる場合には、以下のように実施していきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

(1) これまで市内で実施してきた学級閉鎖等の経験から、学校・学級内での感染の広がり等を踏まえ、学級で感染者が1人発生し、学級内で感染拡大の可能性のある場合には、7日間を基本として学級閉鎖を実施します（小学校の例）。

(2) (1)の対象者は、「濃厚接触者ではないが、接触を否定できない方」という扱いで、現在、保健所が公表している「濃厚接触者」や「感染の可能性のある方※」とは異なります。

※保健所の調査が休止している場合に施設が自ら疫学調査を行うとき、濃厚接触者と同等に扱われる方のこと

(3) これまでは、学校で感染の可能性があり、学級閉鎖や出席停止となった場合に行っていた対象者へのPCR検査は、今後実施できません。学級閉鎖・出席停止の期間健康観察を行ってください（小学校の例）。

(4) 園閉鎖・出席停止の期間に、発熱等の風邪症状が現れた場合は、主治医や近くの小児科に電話で相談いただくか、救急安心センターさっぽろ（「#7119」または「272-7119」24時間受付）に相談してください。

(5) 札幌市では、新型コロナウイルス感染症に関連して、医療機関の受診や検査等を希望する方が、適切な受診先・相談先をご自身で判定するための参考として、WEB7119のページを公開していますので、ご活用ください。（下記参照）
https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq/web_7119.html

(6) 園閉鎖・出席停止の期間に、症状はないものの、検査を受けたい場合は、北海道の「PCR等検査無料化事業」を活用し、無料で受検ができますので、ご活用ください。（下記参照）

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/kensa_muryouka.html